

---

---

## 令和4年度財務諸表

(自 令和4年4月1日)

(至 令和5年3月31日)

---

---

一般社団法人 日本倉庫協会

## 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位：円)

科 目	当年度 (令和5年3月末)	前年度 (令和4年3月末)	増 減 (当年度－前年度)
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	241,691,973	252,785,106	△ 11,093,133
未払引当金	10,502,252	2,023,000	8,479,252
前払蔵替金	2,668,740	1,280,620	1,388,120
貯蔵品	1,752,459	2,093,240	△ 340,781
立替金	11,000	30,000	△ 19,000
流動資産合計	256,626,424	258,211,966	△ 1,585,542
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 特定資産</b>			
退職給付引当預金	122,790,000	107,380,000	15,410,000
減価償却引当預金	37,384,658	38,167,438	△ 782,780
地区協会活動災害援助預金	161,827,498	140,570,174	21,257,324
特定資産合計	322,002,156	286,117,612	35,884,544
<b>(2) その他固定資産</b>			
建物	2	2	0
器具備用品	8,184,796	6,955,431	1,229,365
ソフトウェア	411,136	1,155,720	△ 744,584
倉庫会館保証料	1,000,000	1,000,000	0
その他固定資産合計	9,595,934	9,111,153	484,781
固定資産合計	331,598,090	295,228,765	36,369,325
資産合計	588,224,514	553,440,731	34,783,783
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払引当金	15,780,426	12,338,802	3,441,624
預り金	4,300,329	4,289,043	11,286
流動負債合計	20,080,755	16,627,845	3,452,910
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	122,790,000	107,380,000	15,410,000
固定負債合計	122,790,000	107,380,000	15,410,000
負債合計	142,870,755	124,007,845	18,862,910
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
指定正味財産合計	0	0	0
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち特定資産への充当額)	445,353,759	429,432,886	15,920,873
(うち特定資産への充当額)	199,212,156	178,737,612	20,474,544
正味財産合計	445,353,759	429,432,886	15,920,873
負債及び正味財産合計	588,224,514	553,440,731	34,783,783

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位：円)

科 目	当年度 (令和5年3月末)	前年度 (令和4年3月末)	増 減 (当年度－前年度)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	379,095,900	338,732,000	40,363,900
受 取 会 費	379,095,900	338,732,000	40,363,900
事 業 収 益	14,563,147	12,859,455	1,703,692
図 書 販 売 収 益	6,764,650	5,051,450	1,713,200
団 体 保 険 事 務 手 数 料 収 益	7,798,497	7,808,005	△ 9,508
受 取 補 助 金 等	8,374,694	0	8,374,694
高 齢 者 雇 用 推 進 事 業 助 成 金	8,374,694	0	8,374,694
受 取 負 担 金	39,915,790	29,678,000	10,237,790
教 育 研 修 受 取 負 担 金	21,558,000	20,328,000	1,230,000
会 合 費 受 取 負 担 金	10,707,790	1,700,000	9,007,790
物 流 研 究 受 取 負 担 金	7,650,000	7,650,000	0
雑 収 益	1,273,754	1,362,319	△ 88,565
受 取 利 息	6,749	6,760	△ 11
雑 収 益	1,267,005	1,355,559	△ 88,554
経常収益計	443,223,285	382,631,774	60,591,511
(2) 経常費用			
事 業 費	287,154,733	232,529,941	54,624,792
役 員 報 酬	12,110,400	12,101,228	9,172
給 与 手 報 酬	77,169,669	72,133,458	5,036,211
厚 生 会 費	11,700,048	10,034,971	1,665,077
集 交 信 通 費	19,546,167	4,753,218	14,792,949
旅 交 信 通 費	6,362,846	3,073,011	3,289,835
通 信 借 費	10,281,503	10,182,730	98,773
機 器 賃 借 費	154,518	129,183	25,335
備 品 消 耗 品 費	6,169,480	2,862,793	3,306,687
教 育 研 修 費	33,510,256	30,250,754	3,259,502
印 刷 光 熱 費	22,169,503	19,440,119	2,729,384
水 道 刷 光 熱 費	1,024,449	763,901	260,548
借 入 料 費	15,125,195	14,793,204	331,991
事 務 所 費	7,657,388	7,489,308	168,080
委 員 会 活 動 費	48,374,289	33,728,001	14,646,288
業 務 委 託 費	14,458,621	9,000,000	5,458,621
保 険 事 務 手 数 料 費	1,340,401	1,724,062	△ 383,661
雑 費	0	70,000	△ 70,000
管 理 費	140,147,679	128,844,509	11,303,170
役 員 報 酬	18,165,600	18,151,840	13,760
給 与 手 報 酬	32,264,504	31,546,372	718,132
退 職 給 付 費	15,410,000	10,450,000	4,960,000
厚 生 会 費	8,103,902	6,929,382	1,174,520
集 交 信 通 費	13,162,513	10,580,498	2,582,015
旅 交 信 通 費	4,371,280	3,633,429	737,851
通 信 借 費	7,274,076	6,267,207	1,006,869
減 価 償 却 費	3,344,976	3,865,829	△ 520,853
機 器 賃 借 費	48,630	73,965	△ 25,335
備 品 消 耗 品 費	2,471,455	2,455,962	15,493
印 刷 光 熱 費	757,801	707,905	49,896
水 道 刷 光 熱 費	418,953	336,610	82,343
新 借 入 料 費	1,912,898	1,976,042	△ 63,144
事 務 所 費	6,187,045	6,519,036	△ 331,991
業 務 委 託 費	3,132,292	3,300,372	△ 168,080
業 務 分 担 費	4,570,225	4,955,060	△ 384,835
諸 費	12,219,600	12,219,600	0
雑 費	6,331,929	4,875,400	1,456,529
経常費用計	427,302,412	361,374,450	65,927,962
評価損益等調整前当期経常増減額	15,920,873	21,257,324	△ 5,336,451
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	15,920,873	21,257,324	△ 5,336,451
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	15,920,873	21,257,324	△ 5,336,451
一般正味財産期首残高	429,432,886	408,175,562	21,257,324
一般正味財産期末残高	445,353,759	429,432,886	15,920,873
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	445,353,759	429,432,886	15,920,873

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

### 2. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については先入先出法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却

①有形固定資産については定額法によっている。

②無形固定資産については定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金については、役員及び職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に係る期末要支給額に基づき計上している

(5) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

### 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	107,380,000	15,410,000	0	122,790,000
減価償却引当預金	38,167,438	0	782,780	37,384,658
地区協会活動災害援助預金	140,570,174	21,257,324	0	161,827,498
小計	286,117,612	36,667,324	782,780	322,002,156
合計	286,117,612	36,667,324	782,780	322,002,156

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	122,790,000	0	0	122,790,000
減価償却引当預金	37,384,658	0	37,384,658	0
地区協会活動災害援助預金	161,827,498	0	161,827,498	0
小計	322,002,156	0	199,212,156	122,790,000
合計	322,002,156	0	199,212,156	122,790,000

5. 担保に供している資産

該当なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	18,169,200	18,169,198	2
器具備品	21,829,022	12,054,713	8,184,796
ソフトウェア	5,982,370	4,826,650	411,136
合計	45,980,592	35,050,561	8,595,934

7. 保証債務

該当なし。

8. その他

その他公益法人会計基準に該当する財務諸表に対する注記に該当する事項はない。

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記3で記載。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	107,380,000	15,410,000	0	0	122,790,000
合計	107,380,000	15,410,000	0	0	122,790,000

# 独立監査人の監査報告書

令和5年4月21日

一般社団法人日本倉庫協会  
理事会 御中

杉本賢司公認会計士事務所  
東京都大田区  
公認会計士 杉本賢司

## 監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に準じて、一般社団法人日本倉庫協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインII-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

## 財務諸表等に対する理事及び監事の責任

理事の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

等を作成し適正に表示するために理事が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査報告書

一般社団法人 日本倉庫協会

会長 久保高伸様

令和5年4月28日

一般社団法人 日本倉庫協会

監事 和田康政

同 徳橋三郎

同 小倉康宏

同 後藤啓二

私たちは、一般社団法人日本倉庫協会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の遂行状況を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から事業の報告を受け、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の調査を行い、当該事業年度の事業報告の妥当性を検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関係書類の調査など必要と思われる監査手続を用いて当該事業年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財務諸表に対する注記の妥当性を検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム整備等に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (4) 計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。

以上